医療・福祉・保育施設等物価高騰対応支援金（第５弾）

【申請用マニュアル】

令和８年１１月９日

＜お問い合わせ先＞

区分	担当者・連絡先
Ａ　病院等	医務課　0952-25-7073
Ｃ　障害福祉施設	障害福祉課　0952-25-7401
Ｄ　保険薬局	薬務課　0952-25-7082
Ｅ　地域共生ステーション	社会福祉課　0952-25-7053
Ｉ　保育所・幼稚園等	こども未来課　0952-25-7382
Ｊ　あん摩等施術所 Ｋ　歯科技工所	医務課　0952-25-7073

（問合せ受付時間）
平日　８時 30 分　～17 時 15 分

詳細は県のホームページをご確認ください。
県ホームページ：https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00311812５/index.html

＜目次＞

１　支援金について

１－１　目的
１－２　対象者及び支給金額

２　申請について

２－１　受付期間
２－２　申請者
２－３　申請方法
２－４　給付の申請回数
２－５　休止中または新規に開設された施設への支給について
２－６　申請書等の作成
２－７　令和７年１２月３１日までに開設した施設で物価高騰対応支援金（第４弾）の給付を受けていない施設について

３　給付決定について

４　支給について

１　支援金について

１－１　目的

県民の生活に不可欠なサービスの安定的な供給を図るため、電気・ガス・燃料等の物価高騰の長期化により影響を受けている医療機関・福祉施設・保育所等に対する支援として、令和８年３月から８月にかけて「物価高騰対応支援金」の給付を行ったところです（以下、「物価高騰対応支援金（第４弾）」という。）。

この度、引き続きコスト増が生じている状況を踏まえ、物価高騰対応支援金（第４弾）に追加して支援金を給付することとしました（以下、「物価高騰対応支援金（第５弾）」という。）。

なお、「物価高騰対応支援金（第４弾）の給付を受けた施設」については、既に、令和８年１０月下旬より申請なしで物価高騰対応支援金（第５弾）の給付を順次行っています。

このマニュアルは、「物価高騰対応支援金（第４弾）の給付を受けていない施設」を対象に、物価高騰対応支援金（第５弾）の申請方法を説明するものです。

１－２　対象者及び支給金額

①　対象となる施設等（大分類）

以下に該当する施設が対象となります。

※公立の施設は対象外となります。

Ａ　病院等
Ｃ　障害福祉施設
Ｄ　保険薬局
Ｅ　地域共生ステーション
Ｉ　保育所・幼稚園等
Ｊ　あん摩等施術所
Ｋ　歯科技工所

②　対象金額

施設の運営状況に応じて、基準単価を設定し、以下の金額を支給します。

- 入所施設（無床診療所、歯科診療所、助産所含む）
 ：１施設あたり　４万円
- 入所施設以外：１施設あたり　２万円
- 保育所、幼稚園等　：１施設あたり　２万円
- 児童養護施設等　　：１施設あたり　４万円

加えて、施設の規模に応じて、加算単価を設定し、この単価に病床数や利用定員数を乗じた額を支給します。

①、②の詳細については、別紙１～３の表を参照ください。

【別紙１】対象別基準単価及び加算一覧

<table>
<tr><th colspan="3">業種区分
（大分類:A～J、中分類:1～6）</th><th>①基準単価</th><th>②加算</th></tr>
<tr><td rowspan="5">A</td><td colspan="2">病院等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>1</td><td>病院</td><td rowspan="4">40 千円/施設</td><td rowspan="2">15 千円/床</td></tr>
<tr><td>2</td><td>有床診療所</td></tr>
<tr><td>3</td><td>無床診療所
歯科診療所</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>4</td><td>助産所</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="2">障害福祉施設</td><td colspan="2">※【別紙３】に記載</td></tr>
<tr><td>D</td><td colspan="2">保険薬局</td><td>20 千円/施設</td><td>－</td></tr>
<tr><td>E</td><td colspan="2">地域共生ステーション</td><td>20 千円/施設</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="8">I</td><td colspan="2">保育所・幼稚園等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>1</td><td>保育所</td><td rowspan="6">20 千円/施設</td><td rowspan="5">1 千円/名</td></tr>
<tr><td>2</td><td>幼稚園</td></tr>
<tr><td>3</td><td>認定こども園</td></tr>
<tr><td>4</td><td>認可外保育施設</td></tr>
<tr><td>5</td><td>地域型保育事業</td></tr>
<tr><td>6</td><td>放課後児童クラブ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>J</td><td colspan="2">あん摩等施術所</td><td>20 千円/施設</td><td>－</td></tr>
<tr><td>K</td><td colspan="2">歯科技工所</td><td>20 千円/施設</td><td>－</td></tr>
</table>

【別紙３】対象別基準単価及び加算一覧（C 障害福祉施設）

業種区分 （大分類:C　中分類：１～５、小分類：a～k）			①基準単価	②加算
C	障害福祉施設			
	1	入所系事業所		
		a 障害者支援施設	40 千円/施設	5 千円/名
		b 障害児入所施設		
		c 共同生活援助		
		d 福祉ホーム		
	2	通所系事業所		
		a 療養介護	20 千円/施設	2 千円/名
		b 生活介護		
		c 短期入所（単独型・併設型）		
		d 自立生活援助		
		e 自立訓練（生活訓練）		
		f 自立訓練（機能訓練）		
		g 就労移行支援		
		h 就労選択支援		
		i 児童発達支援（センター含む）		
		j 放課後等デイサービス		
		k 地域活動支援センター		
	3	就労継続支援事業所		
		a 就労継続支援Ａ型	20 千円/施設	2 千円/名
		b 就労継続支援Ｂ型		
	4	訪問系事業所		
		a 居宅介護	20 千円/施設	―
		b 重度訪問介護		
		c 同行援護		
		d 行動援護		
		e 就労定着支援		
		f 保育所等訪問支援		
		g 居宅訪問型児童発達支援		
	5	相談系事業所		
		a 計画相談支援	20 千円/施設	―
		b 障害児相談支援		
		c 一般相談支援（地域定着、地域移行）		
		d 障害者就業・生活支援センター		
		e 発達障害者支援センター		

２　申請について

２－１　受付期間

令和８年 11 月９日（月）から令和８年１２月１８日（金） 必着

２－２　申請者

この支援金の申請については、効率的かつ迅速に支給を行うとともに、以降の各事業所における会計処理の円滑化のため、１－２の①に掲げている A～K の対象毎に、各種サービスを展開する施設や事業所等を管理・運営する法人が、まとめて申請を行う方法を原則とします。

なお、個人での申請は、個人開設の事業所に限ります。

２－３　申請方法

支給申請は、Logo フォームによるオンライン申請、メール又は郵送による手続きとなります。

（オンライン申請の場合）

次頁【申請先一覧】の区分ごとに、所定の入力画面において、事業所名及び連絡先等を入力後、様式第１号～３号を添付してください。

（メールの場合）

次頁【申請先一覧】の担当課宛に申請書（様式１～３号）をメールで提出してください。

（郵送の場合）

次頁【申請先一覧】の担当課宛に申請書（様式１～３号）を郵送してください。

※封筒の表面に以下を記載してください。
＜担当課＞には、【申請先一覧】の担当課名を記載してください。
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内１丁目１番５９号
佐賀県 ＜担当課＞
（医療・福祉・保育施設等物価高騰対応支援金　窓口）宛て

【申請先一覧】

区分 （大分類）	担当課・ 連絡先	Logo フォーム オンライン申請	メールアドレス
A（病院等） J（あん摩等施術所） K（歯科技工所）	医　務　課 0952-25-7073	https://logoform.jp/form/jbBd/1891522	imu@pref.saga.lg.jp
C（障害福祉施設）	障害福祉課 0952-25-7401	https://logoform.jp/f/ayTng	shougaifukushi@pref.saga.lg.jp
D（保険薬局）	薬　務　課 0952-25-7082	https://logoform.jp/form/jbBd/1892001	yakumu@pref.saga.lg.jp
E（地域共生ステーション） F（救護施設） G（更生保護施設）	社会福祉課 0952-25-7053	https://logoform.jp/form/jbBd/1877411	syakaifukushi@pref.saga.lg.jp
I（保育所・幼稚園等）	こども未来課 0952-25-7382	—	kodomomirai@pref.saga.lg.jp

※大分類Ｉ（保育所・幼稚園等）については、メール・郵送での申請のみ受付。

２－４　申請回数

支援金の申請回数は、１施設につき１回です。２－２ のなお書きの場合を除き、法人単位での申請をお願いしておりますので、申請に際しては漏れのないようご確認ください。

２－５　休止中または新規に開設された施設等への支給について

① 休止中の施設等

申請時点で休止している施設等は、支援金の対象外となります。

②　新規に開設（または再開）された施設等

令和８年４月１日までに新規に開設（または再開）された施設等は支給対象となります。

２－６　申請書等の作成

各施設等で作成いただくのは、以下の様式となります。様式ごとに内容と　記入いただく上での留意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

＜様式目次＞

【様式１号】支援金申請書

・対象（大分類）毎に申請様式が分かれます。Ａ用、Ｃ用、D～I用、Ｊ用、Ｋ用の５タイプありますので、対象をご確認の上、作成してください。

【様式１－１号】支援金申請書（※施設等が複数にわたる場合）

・対象（大分類）毎にＡ用、Ｃ用、Ｄ用、Ｈ用、I用、Ｊ用、Ｋ用の８タイプありますので、対象をご確認の上、作成してください。

・なお、対象（大分類）E、F、G の業種については、複数にまたがる施設等はないため、この様式はありません。

【様式２号】入金口座確認書

・支援金の振込先の記載に誤りがないかどうかを確認させていただくため、入金を希望される口座の通帳のコピー（通帳の表紙及び見開きページ）等を添付してください。

【様式２－２号】委任状

・支援金の振込先が申請者以外の名義の場合は委任状を添付してください。

【様式３号】誓約書

２－７　令和７年１２月３１日までに開設した施設で物価高騰対応支援金（第４弾）の給付を受けていない施設について

令和７年１２月３１日までに開設した施設で物価高騰対応支援金（第４弾）の給付を受けていない施設についても改めて申請を受け付けます。

給付を希望される場合は、物価高騰対応支援金（第４弾）の申請書等を作成の上、物価高騰対応支援金（第５弾）の申請書等と併せてご提出ください。

（留意事項）

物価高騰対応支援金（第４弾）と物価高騰対応支援金（第５弾）を併せて申請される場合、それぞれ様式が異なりますのでご留意ください。

誤った様式で申請があった場合、支援金の支給はできません。

３　給付決定について

申請内容の審査を行い、支援金の給付が決定すると対象の施設等である申請先に交付決定通知書が送付されますので、金額等に間違いがないかを確認してください。

４　支給について

支援金は、佐賀銀行を通じて、申請書（様式１号）に記載の口座に振り込まれます。なお、支援金は以下の名称で振り込まれます。

「ケン HW ブツカコウトウシエンキン」

申請の混雑状況、金融機関の営業日や営業時間の状況によりますが、申請から支給まで概ね 40 日を見込んでください。

支給が決定した場合は、支援金の交付決定通知書を郵送でお送りします。通知書は、申請から概ね１ヵ月で発送予定です。通知書が届かない場合は、本マニュアル表紙に記載された問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。

以上となります。